

雄武町地域おこし協力隊員 募集要項

移住・定住促進支援員

募集するプチ



雄武町公認
キャラクター
「いくらすじ子」

雄武町^{おうむちょう}は北海道北東部、日本の最北端「宗谷岬^{そうや}」を有する稚内市^{わっかないし}から「知床世界自然遺産^{しれとこ}」で有名な斜里町^{しゃり}に続くオホーツク海沿岸のほぼ中間地点に位置する人口約 4,100 人の小さな町です。冬には流氷が訪れるオホーツク海に面し、35km に及ぶ海岸線には 4 つの漁港を有し、南西に伸びる大地には緑輝く牧草地が一面に広がり、その背後には原生林が残る北見山脈が連なっています。



こうした地理的条件から農林水産業が地域経済の根幹を成し、毛ガニ、サケ、ホタテなどの「海の恵み」、広大な森林資源と酪農畜産業などの「山の恵み」、これらの産業に携わる「人の恵み」が町の宝であり、「海・山・人 ひびきあう町」をキャッチコピーとしてまちづくりを進めています。

しかしながら、大都市圏への人口集中が進み、平成の大合併の際には自主自立を選択した雄武町が「確かな地域力」を発揮し、「安心して暮らせる町」であり続けるためには、自然や産業などの地域資源を一層活用し、絶えず時代が求める変革と創造に挑み続けることが不可欠です。



このため雄武町では、地域活性化に意欲のある都市地域等の人材を確保し、地域力の維持向上を図るため、地域住民とともにまちづくりを進める「地域おこし協力隊員」を募集します。

1 募集概要

本町では、移住定住促進のため、お試し暮らし住宅の設置、空き家バンク制度、移住宅地の無償譲渡事業等の事業を実施しています。

更なる地域の活性化を図るため、地元住民や町内関係団体等と連携し、道内外の移住希望者等を対象とした PR 活動や移住イベントの企画立案などの移住定住促進業務及び、町内で暮らす短期滞在者や移住者等を対象とした相談業務やイベント企画等の業務に従事する地域おこし協力隊員を募集しています。

2 活動業務

主として次の業務を行う隊員を募集しますが、他の業務に協力してもらう場合があります。

- ① 移住イベントや相談会への参加
(北海道や転職会社等が主催する移住イベント等への参加・誘致)
- ② パンフレットや P R 動画の作成
(移住・定住を主題としたパンフレット及び動画の作成・周知)
- ③ 移住希望者や移住者の相談業務
(移住希望者や移住してきた者への相談窓口対応)
- ④ 移住定住促進に係る各種イベントの企画立案
(移住希望者を対象とした体験イベント、町民と移住者との交流イベント等の企画立案)
- ⑤ 既存の移住定住促進に関連する事業のサポート
(空き家バンクの管理、運営サポート 等)
- ⑥ 地域おこし協力隊員の活動のサポート
(雄武町内で活動する地域おこし協力隊員との連絡調整)
- ⑦ その他、地域活動への参加・協力 など

～協力隊活動の大まかな流れ～

- ・ 1 年目 勤務する担当課職員等と協力して、移住定住支援を進めていただきます。
(雄武町・近隣市町村の地域おこし協力隊との交流・連携も併せて行います)
- ・ 2 年目 1 年目の業務経験を活かし、引き続き、移住定住支援を進めていただきます。
- ・ 3 年目 移住定住支援等を行いながら、2 年間の業務経験を踏まえて、支援に関する事業の幅を広げ、将来に向けた事業展開を進めていただきます。(協力隊任期終了後の次のステップに向けた準備(起業等)も併せて進めていきます)

※雄武町では、地域おこし協力隊 3 年目の隊員及び任期終了後 1 年未満の隊員 OB を対象とした「雄武町地域おこし協力隊起業支援補助金」制度を実施しています。(最大 100 万円)

3 募集人数

2 名

4 応募条件

次の条件をすべて満たしている方とします。

- ① 年齢が 20 歳以上の方
- ② 申込時点で、三大都市圏または地方都市等（過疎法等に定める過疎地域以外）に在住し、採用決定後、雄武町に住民登録し居住できる方
○北海道内で地域要件を満たす市町村（※：一部地域を除く）
札幌市、旭川市※、室蘭市、帯広市、北見市※、岩見沢市※、網走市、苫小牧市、江別市、千歳市、滝川市、登別市、恵庭市、伊達市※、北広島市、石狩市※、当別町、倶知安町、南幌町、東神楽町、東川町、上富良野町、斜里町、音更町、士幌町、芽室町、中札内村、幕別町※、釧路町※、中標津町
- ③ 基本的なパソコン操作（文書作成・表計算など）が行える方
- ④ コミュニケーション能力に自信があり、積極的に地域と協力しながら地域おこし活動に取り組み、協力隊としての任用期間終了後、雄武町内で起業又は就業し、定住する意思のある方
- ⑤ 心身ともに健康な方
- ⑥ 普通自動車免許（AT 限定可）を取得している方で、実際に運転のできる方
- ⑦ 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方

※地方公務員法第 16 条抜粋

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 活動地域

雄武町全域（事務所は、雄武町役場）

6 雇用形態及び任用期間

- ① 雄武町会計年度任用職員（フルタイム）として、雄武町長が任用します。
- ② 任用期間は、令和 8 年 3 月 31 日までとします。

※活動意欲や活動実績等により、採用の日から採用年度の年度末までを一区切りとし、最長 36 か月を超えない範囲で会計年度ごとに任用します。

※身分が雄武町職員となりますので、地方公務員法が適用されます。

7 給与等

- ① 月額給与 230,000 円

※社会保険料、雇用保険料等の本人負担分が、上記金額から差し引かれます。

- ② 期末手当・勤勉手当 あり（6 月・12 月）

※雄武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に準じて支給します。

8 勤務時間等

- ① 週 5 日（月曜日～金曜日 1 日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分）
- ② 休日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- ③ 業務内容等によっては、時間外や休日に勤務することがあります。
- ④ 勤務場所：雄武町役場

9 福利厚生等

- ① 共済組合、厚生年金、雇用保険に加入します。
※採用の日から 12 か月経過後、退職手当組合に加入します。
- ② 任用期間中の住居は、町が用意します。（家賃 月額 11,000 円～20,000 円程度）
家賃、光熱水費、通信費等は隊員の負担とします。
※住居へのインターネット回線使用料は町が負担します。
※光熱水費に係る補助制度あり（年間 17 万円）
※ペット飼育不可
- ③ 赴任時の移転料を、町の規定に基づき支給します。
- ④ 生活用具及び備品は自己負担です。
- ⑤ 活動業務に必要な消耗品、用具備品等は、町が認める範囲内で支給・購入します。
- ⑥ 活動業務に必要な車両は、町が用意します。
- ⑦ 活動業務に必要とする研修や資格取得に係る経費は、町の規定に基づき、予算の範囲内で支給します。
- ⑧ 休暇は、年次有給休暇、忌引休暇、病気休暇、夏季休暇などがあります。
- ⑨ 業務上の災害については、北海道市町村総合事務組合に加入の上、補償を行います。
※採用の日から 12 か月経過後は、地方公務員災害補償基金による補償を行います。

10 守秘義務等

- ① 守秘義務 職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。退職後も同様です。
- ② 交通事故等 交通事故及び交通法令違反をした場合は、処分の対象となります。
- ③ その他義務 上記のほか、任期中は次の義務を負います。
法令等及び職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等への禁止、など
- ④ 取り消し 心身の故障等により、職務が遂行できない場合に任用を取り消されることがあります。任期満了の場合は、通知されることなく解職となります。